

令和5・6年度町営建設工事請負資格審査申請における変更点について

令和5・6年度町営建設工事請負資格審査申請に係る従前からの主な変更点は、以下のとおりです。

- 1 従前の様式第1号「町営建設工事請負資格審査申請書」及び様式第2号「営業所一覧表」に代えて、総務省が示した標準様式である様式1「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」、様式2-1「競争参加資格希望工種表」及び様式2-2「営業所一覧表」を今回の受付から使用することとしました。
これに伴い、従前においては岩手県様式による申請書の作成を認めておりましたが、申請書様式の見直しにより、今回からは指定した一部の様式のみ準用できることとします。準用ができる様式は、手引きにおいて表示しておりますので、そちらをご確認ください。
- 2 1の標準様式を使用することにより資格審査申請書への押印が不要となるため、契約書等に使用する登録印の印影を確認するために、今回から「印鑑証明書」の提出をお願いすることとしました。この書類は、申請日から3か月以内に発行されたものであれば、写しの提出でも構いません。
なお、契約締結権限を営業所等に委任する場合は、従前どおり「使用印鑑届」を別途提出してください。
- 3 技術等評価点（主観的事項に係る評価点）の評価項目について、一部見直しを行いました。見直し後の評価項目の詳細については、手引き3ページ及び7ページから8ページをご確認ください。
- 4 今回の申請より、これまで任意様式としていた「委任状」、「使用印鑑届」及び「申請書記載事項変更届」について、新たに山田町用の様式を定めました。このうち、「委任状」については、岩手県様式を準用できることとしています。
- 5 今回の申請より、様式第4号「工事経歴書」（旧様式第3号）及び様式第5号「希望する工種区分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高」（旧様式第4号）については、「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」のいずれか（完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。）を申請する場合にのみ提出を要することとしました。なお、これらの様式は岩手県様式を準用できることとしています。
- 6 今回の申請より、建設業許可通知書の写しの提出を不要とします。
- 7 今回の申請より、営業所の専任技術者の配置状況を確認することを目的に、建設業許可の際に許可行政庁に対して提出している「専任技術者証明書（様式第8号）」又は「専任技術者一覧表（別

紙四)」の写しの提出をお願いすることとしました。

- 8 申請者同士の一定の資本関係及び人的関係の有無を確認するため、今回から様式第9号「資本関係・人的関係調書」を追加しました。本様式は、一定の要件の該当の有無にかかわらず、全ての申請者が必ず提出するようお願いします。